

種の保存法に関する課題及び改正案について

1. 経緯

平成 24 年 3 月 下記の 2 つの絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する
点検結果の公表（点検会議による提言を含む）

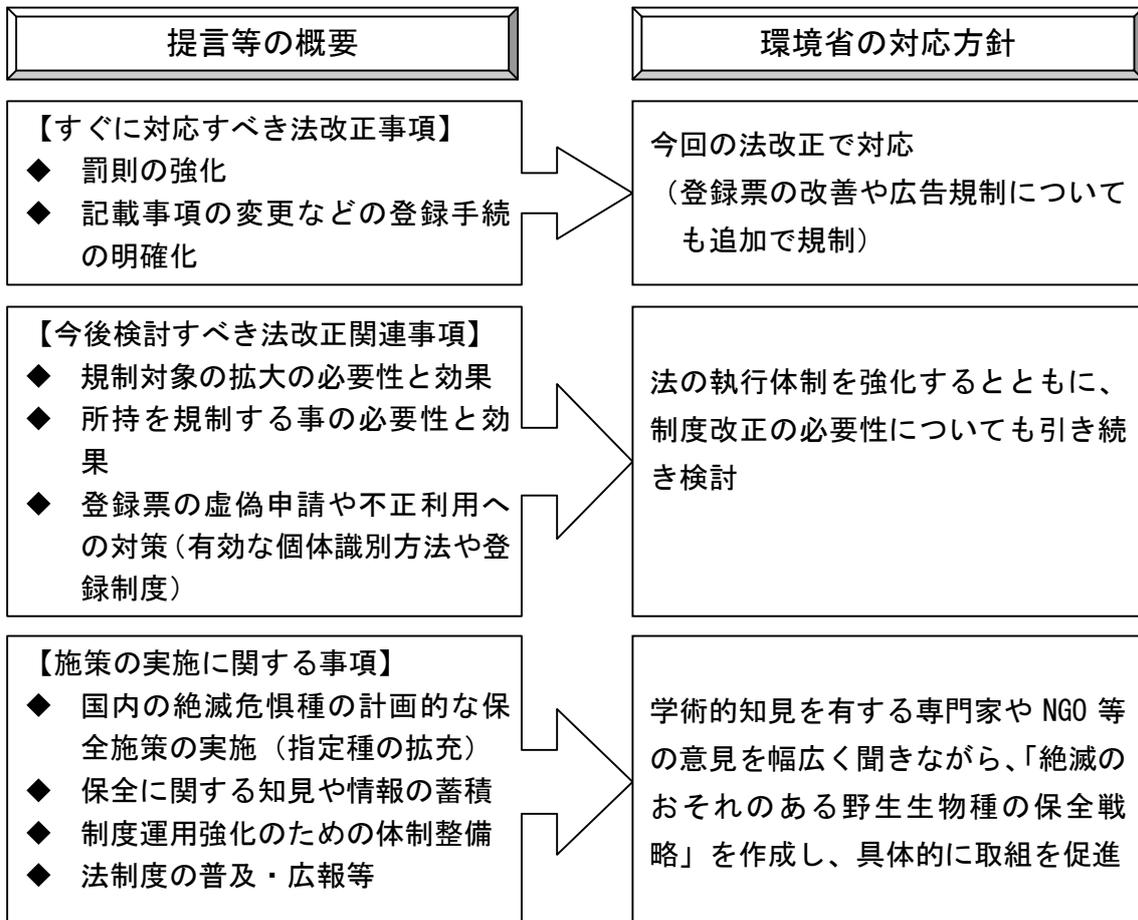
「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検」

「希少野生生物の国内流通管理に関する点検」

平成 25 年 3 月 中央環境審議会「絶滅のおそれのある野生生物の保全につ
き今後講ずべき措置について（答申）」

※点検の結果を基本として、早期に講ずべき措置等を答申。

2. 点検会議による提言及び中央環境審議会答申への対応方針



絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)の一部を改正する法律案について

法律の概要

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、希少野生動植物種の捕獲等及び譲渡し等の禁止、生息地等の保護、及び保護増殖事業の実施等の措置を講ずるもの。

改正の必要性

○希少野生動植物種の個体等は、希少性が高く、高額で取引されるが、現行の罰則が軽いことから、悪質な違法取引が後を絶たない。

【違法取引の価格の例】



©JWRC

スローロリス→

30万円

※1者が延べ60頭で約1500万円の利益を得た事例有り

←イニホーラクガメ

2匹で700万円



©JWRC

象牙(全形)→

47本で1700万



これらに対し、現行で最高の罰則は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(法人は最高100万円以下の罰金)

○譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種は、前段階の行為である販売又は頒布目的での陳列が禁止されているが、実物を伴わないインターネット上での掲載等については特段の規定がないため、違法な譲渡し等を助長する一因となっている。

○環境大臣に申請して登録票の交付を受けた国際希少野生動植物種の個体等(商業的目的で繁殖させたもの等)は譲渡し等が可能であるが、個体等の性状に変更が生じた場合(生体から製へ加工した等)に、登録票と個体等の対応関係を明確にするための記載事項の変更を求める手続の規定がない。

※登録票は個体等に備え付けて管理



【登録票】
種名、登録
記号番号
などを記載

例)オオバタン

©JWRC

改正内容

(1) 違法な譲渡し等についての罰則を大幅に引き上げる。

行為者: 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 → **【改正案】5年以下の懲役又は500万円以下の罰金**
法人: 100万円以下の罰金 → **1億円以下の罰金**

(2) 譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種について、これまでの販売又は頒布目的での陳列禁止に加えて、広告(インターネット又は紙媒体等への掲載等)についても禁止する。

(3) 登録票の記載事項(個体等の区分、主な特徴)に変更が生じた場合における変更登録、登録票の書換交付等の手続を新設する。

(4) その他、目的規定に「生物の多様性の確保」の明記、国の責務規定に「科学的知見の充実」の追加、「教育活動等により国民の理解を深めること」の規定及び施行後3年を経過した場合の法の見直し規定の追加等の改正を行う。

○ (1) 公布の日から起算して20日、(2) 及び(3) 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日からそれぞれ施行する。

我が国の野生生物の保護と管理の一層の推進